

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉2809番地1

氏名 株式会社江里口造園
代表取締役 江里口 義章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年(2021年)1月25日

許可の有効年月日 令和8年(2026年)1月24日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設（固定式及び移動式）	破砕施設（固定式）
産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
設置場所	小城市小城町岩蔵字新鹿倉6408番133	小城市小城町岩蔵字新鹿倉6408番139
設置年月日	平成14年3月19日	平成21年4月23日
処理能力	264t/日	廃プラスチック類: 1.8t/日 紙 く ず: 1.8t/日 繊 維 く ず: 4.3t/日 ゴ ム く ず: 4.2t/日 金 属 く ず: 1.6t/日 ガ ラ ス く ず 等: 3.2t/日
許可年月日	平成14年(2002年)2月8日	
許可番号	佐賀県指令13廃第7号	

(裏面へ)

種 類	破碎施設（移動式）
産業廃棄物の種類	木くず
設置場所	小城市小城町岩蔵字新鹿倉6408番140
設置年月日	平成25年9月25日
処理能力	196t/日
許可年月日	平成25年（2013年）8月30日
許可番号	佐賀県指令25循環第4号

3. 許可の条件

破碎施設を移動して使用する場合は、県内の排出事業場内での作業に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年1月25日 更新許可

令和5年9月21日 変更届 住所の変更 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。